

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月3日
【会社名】	株式会社ミロク情報サービス
【英訳名】	MIROKU JYOH? SERVICE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 是枝 周樹
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 滝本 訓夫
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷四丁目29番1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、最高財務責任者を定めているにも関わらず、平成21年6月29日に提出いたしました内部統制報告書の本文に記載しておりませんでしたので、これを訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長是枝周樹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

(訂正後)

代表取締役社長是枝周樹及び最高財務責任者滝本訓夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。